

那珂市議会原子力安全対策常任委員会記録

開催日時 令和元年9月13日（金）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席議員 委員長 助川 則夫 副委員長 綿引 孝光
委員 小池 正夫 委員 富山 豪
委員 花島 進 委員 中崎 政長

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 君嶋 寿男 事務局長 寺山 修一
事務局次長 飛田 良則 書記 小泉 隼

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐職以上と発言者）

副市長 宮本 俊美 市民生活部長 桧山 達男
防災課長 秋山 光広 防災課長補佐 植田 徹也
原子力G長 桧山 和幸

会議に付した事件

- (1) 安定ヨウ素剤の事前配布について
…執行部より報告
- (2) 原子力災害に備えた那珂市広域避難計画の今後の進め方について
…執行部より報告
- (3) 気体廃棄物の放出状況について
…執行部より報告

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

委員長 改めましておはようございます。

本定例会での常任委員会審議最終日に当たります本日、原子力安全対策常任委員会の開催に当たり、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

定例会が終わると同時に国体が控えておる関係上、議員各位におかれましても、また、執行部の皆様方におかれましても大変忙しい公務が控えておると思っております。

ただ、気候がだいぶ秋の様相が急激に気温となって現れておるようでありますので、体調管理にはご留意をされまして、それぞれの仕事に対してのご尽力をよろしくお願い申し上げます。

開会前にご連絡をいたします。会議は公開しており、傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭にお願いをいたします。

携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただきたいと思えます。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員はございません。

定足数に達しておりますので、これより原子力安全対策常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、ほか関係職員の出席を求めています。職務のため、議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。

本日は、常任委員会審議最終日となります原子力安全対策常任委員会への出席ご苦労さまです。

本日、3件の報告事項について、慎重なるご審議をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

ご苦労さまです。

委員長 続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めましておはようございます。

本日は原子力安全対策常任委員会、ご出席大変お疲れさまでございます。よろしく願いいたします。

本日、執行部からは3件の案件の報告がございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより議事に入ります。本委員会の会議事件は別紙会議次第のとおりであります。

初めに、安定ヨウ素剤の事前配布についてを議題といたします。

防災課より説明を願います。

防災課長 防災課の課長の秋山です。ほか2名が出席しております。着座にてご説明させていただきます。

ご説明に入る前に、本日、お手元に原子力災害に備えた那珂市広域避難計画（案）のほうをお配りいたしました。これは、持っていない委員もいらっしゃると思われましたので本日配付いたしました。これについての詳しいご説明は、本日はいたしませんのでよろしくお願い申し上げます。

それでは常任委員会資料の23ページをお開きください。

原子力安全対策常任委員会資料、安定ヨウ素剤の事前配布についてご説明させていただきます。

那珂市では国の原子力災害対策指針などにに基づき、原子力施設からおおむね半径5キロメートル圏内における本米崎地区を対象に平成27年度から安定ヨウ素剤の事前配布を行っ

ております。

このたび令和元年7月、国の指針が改正になりましたので、主な改正点及びそれに対する本市の対応方針をご報告いたします。

まず、1番、指針の主な改正点。

事前配布の対象、変更前は先ほど言いました原子力施設からおおむね5キロメートル圏内の本米崎地区になります。

変更後につきましては、5キロメートル圏内のところの40歳未満の住民。また、40歳以上であっても妊婦、授乳婦及び配布の時点で挙児希望のある女性。また、40歳以上の希望者。これは安定ヨウ素剤の供給が十分であることが前提とされております。

次に、事前配布の方法。変更前につきましては、医師の同席での配布説明会でのみ行っておりました。

変更後につきましては、変更前と変わらない医師の同席の配布説明会。

また、薬局での配布。問診が必要な場合は医療機関での受診となっております。

次に、2、茨城県及び関係市村、那珂市、日立市及び東海村の対応方針でございます。

事前配布対象は、国の指針に基づき原則40歳未満の住民として、40歳以上であっても以下の方を対象といたします。先ほどと同様に、妊婦、授乳婦及び配布の時点で挙児希望のある女性。あと、配布希望者。

先ほど、変更後で40歳以上の希望者、安定ヨウ素剤の供給が十分であることというのが前提とご説明しましたが、茨城県及び那珂市、日立市、東海村におきましては、これに該当するため、引き続き本市の本米崎地区の全住民への配布ができると、希望があれば配布ができることとなっております。

次に、事前配布の方法につきましては、定期的開催する医師同席の配布説明会を前提とした上で、医師会、薬剤師会をはじめ、関係機関と協議し、来年度の令和2年度からの実施に向けて、対象住民が安定ヨウ素剤を薬局で受け取れる体制を整備してまいります。

最後に参考といたしまして、平成30年度通算配布の状況といたしまして、那珂市は57%の配布率となっております。

以上でございます。

委員長 防災課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

花島委員 質問というよりは、幾つか質問も兼ねているんですけども、この安定ヨウ素剤の配布について、多くの人に誤解があるのは、放射能一般に効くと思っている人が結構いるんですよ。

明らかに効くのは、放射性ヨウ素の内部被爆って言うんですか、それを軽減するっていうだけなので、その辺、医師の説明の中でちゃんとそういうことも言ってくれるんでしょうか。その辺、ぜひちゃんとするようにしてほしいと思います。まずはそれです。

それからもう一つは、事前の配布もですが、実際に何かあったときの配布の方法も万全を期すように、ぜひ頭の中でシミュレーションするとか、やっておいてほしいと思います。

以上です。

防災課長 医師が説明しているかというお話については、先ほど言った医師が同席する配布説明会のほうで、医師、あと薬剤師もその場にいますので、その辺の説明は、来た方に説明をしております。

あと、事前配布以外についての配布方法については、やはり、まだ皆様にここでお話しできるものはないんですけども、最善の策で配れる方法を検討しながら、今、協議をしながら進めているところでございます。

富山委員 ずっと前の一般質問でも言ったんですが、配布してもそれをどこかにやっちゃったなんていうようなことがあって、いざというとき本当に使えるのかって、なくしちゃったり、保存の仕方とか、どういうところに置いておけばいいのかとか、すぐ使えるように、なくしてしまわないように、そういうのもちゃんと言っておられるのか伺います。

防災課長 安定ヨウ素剤の保存方法についても、自分の忘れないようなところに置いてくださいとかっていう説明は、その説明会の中で説明していて、あと保存方法についても説明をしております。

委員長 ほかにございませんか。

花島委員 40歳以上は希望者のみということで、いいんですけど、供給が十分であることが前提という、先ほどの話で十分にするつもりだとおっしゃっていましたが、ぜひ、その辺はしっかりよろしくお願いします。

富山委員 この配布説明会っていうのは、これは地区1カ所だけで複数回開催していると思うんですけど、細かく地域を割って、細かく何カ所も分けてやっているんですかね。

防災課長 那珂市においては、本米崎地区が対象になっておりますので、本米崎の会場1カ所で行っております。

また、日立市や東海村で開催するときにも、那珂市の住民がそこに行って受け取れるシステムにはなっております。

富山委員 できたらやっぱり細かく、受け取る人が100%になるように丁寧にやっていただきたいんですが、今回の場合には、前より面倒くささっていうのはなくなって薬局のほうでも受け取れるっていうことなので、来年度これが何%に上がるかっていうのをちょっと見て、またお願いするかもしれません。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続きまして、原子力災害に備えた那珂市広域避難計画の今後の進め方についてを議題といたします。

防災課より説明を願います。

防災課長 常任委員会資料24ページをお開きください。

原子力災害に備えた那珂市広域避難計画の今後の進め方についてご説明させていただきます。

計画の位置づけ。本計画は那珂市地域防災計画（原子力対策編）の一部として位置づけ、国が定める原子力災害対策指針、茨城県の茨城県地域防災計画（原子力災害対策編）、原子力災害に備えた茨城県広域避難計画と整合を図り、策定を今後進めてまいります。

次に、これまでの経緯。平成28年1月に筑西市、桜川市と原子力災害における県内広域避難に関する協定を締結いたしました。

次に、原子力安全対策常任委員会へは平成28年5月と12月に説明させていただいております。

また、那珂市広域避難計画（骨子案）について、平成28年、先ほど言った5月と12月にご説明をさせていただきました。

平成29年6月に広域避難計画策定に係る課題及び取り組み状況についてご説明させていただきました。

平成30年9月に広域避難計画に係る課題の進捗状況をご説明させていただきました。

また、平成29年7月に原子力災害に備えた住民説明会を市内5カ所で計6回実施させていただきました。その後、8月に原子力災害に備えた避難ガイドマップを市内全戸に配布いたしました。

次に、他自治体での計画策定状況につきましては、茨城県内で広域避難計画を策定しなければならないのは、原子力施設から半径30キロメートル以内の那珂市を含む14市町村になります。そのうち、笠間市、常陸太田市、常陸大宮市の3市で策定済みとなっております。

次に、今後の進め方。広域避難に関する基本的な事項を示す那珂市広域避難計画の整理と、具体的事項、避難要綱を地区ごとの地区原子力災害計画、これは名前はまだ案の状態でございますが、策定を進めていきながら実効性を高めていきたいと考えております。

令和元年度、本年度は、筑西市、桜川市や関係機関と協議を行い、本市の各種対策で検討をしております。筑西市と桜川市との協議方針などは、この後28ページにてご説明をさせていただきます。

令和2年度からは、市原子力防災訓練の継続的な実施を進めるように、今、予定を立てておるところでございます。その他、原子力災害時の避難等に関する市民アンケートの実施も予定しているところでございます。訓練、市民アンケートの概要が決定いたしましたら、当委員会へ報告をさせていただきます。

また、一番下のところに書いてある図は、先ほど言った、今後、原子力災害に備えた那珂市の広域避難計画や地区ごとにつくっていく避難計画のフロー図となっております。

続きまして、1ページめくっていただいて、25ページをお願いいたします。

主な課題の協議方針。市の主な課題としては①から③です。そこに書いてある在宅の高齢者や障害者などの避難行動要支援者への対応。②として、安定ヨウ素剤の緊急時配布場所や方法。避難先における市民の支援体制。これが3つになります。

4から6につきましては、県が主体となっております。市が主体となる3つをご説明させていただきます。

まず一つ、在宅の高齢者や障害者など避難行動要支援者への対応の現状です。災害時における避難行動要支援者の避難支援マニュアルに基づき、災害種別ごとに要支援者の状態に応じ、具体的な避難支援や方法や手段を決めて対応しております。

具体的な課題といたしまして、マニュアル対象の災害は、地震災害及び風水害の自然災害となっております。原子力災害における要支援者の安否確認、一時集合場所までの避難支援の実施に関しては、現状、具体的な支援者への協力依頼ができていないのが課題となっております。今後、支援者と原子力災害時における避難支援のあり方について協議が必要であると思っております。

続きまして、今後の方針につきましては、複合災害の場合、原子力単独災害の場合と2つの状況分けをしながら具体的に協議を進めてまいる次第であります。

次に、もう1ページめくっていただいて、26ページ。

26ページは支援者の災害別行動の例を載せてあります。

那珂市は原子力施設から5キロメートル圏内と5キロメートル以上、30キロメートル圏内の2つの地域があります。それぞれの行動の例をもとに協議を進めてまいりたいと考えております。

まず、上段です。上のほうは原子力施設から5キロメートル圏内、支援者の行動別として載せてあります。

まず一番左のところに、支援者の対応という形で3つ、自然災害、自然災害から複合災害で原子力災害に進展した場合の行動と、原子力単独災害のときの行動を載せてあります。

下の段につきましては、5キロメートル圏外から30キロメートル以内のところの場合の行動の例を先ほどと同じように支援者の対応といたしまして、3つの、自然災害、原子力災害に進展した場合、原子力単独災害についてのことを明記しております。

次に、27ページをお開きください。

安定ヨウ素剤の緊急配布場所や方法。現状につきましては、本米崎の事前配布以外は、安定ヨウ素剤は薬剤のため、適正な保管管理が必要で、本市では市役所本庁及び総合福祉センターひだまりの2カ所で現在保管をしております。

具体的な課題といたしましては、避難経路上での配布や効率的な配布体制の検討が必要となっております。また、分散配備の必要性も現在検討しているところでございます。

今後の方針は、一時集合場所、旧小学校を含む11カ所での緊急時の配布を基本と考え、

課題を考慮しながら具体的に進めてまいりたいと考えております。

次に、28ページをお開きください。

避難先における市民の支援体制になります。

これは、広域避難開始から避難者の送り出しは本市の職員が全力で行うため、避難先の避難所の初期対応について、筑西市、桜川市の両市との具体的な体制づくりに関する内容を今後説明させていただきます。これにつきましては、両市のご理解とご協力によるものになっております。

まず初めに、現状は原子力災害時における県内広域避難に関する協定のほうを筑西市と桜川市と締結しております。

避難所につきましては計60カ所、筑西市で32カ所、桜川市で28カ所の避難所の提供をしていただけることになっております。

避難につきましては自治会単位を基本として、避難所の割り振りを、68自治会を60避難所へとしております。

両市から計5カ所の福祉避難所の提供をしていただけることになっております。

また、市行政機能の移転先として、筑西市の関城支所、桜川市の岩瀬庁舎と大和庁舎の一部を提供していただけることとなっております。

原子力災害時における広域避難に係る避難所運営マニュアルにつきましては、現在作成中でございます。

具体的な課題といたしましては、避難先における市民の支援体制に関し、両市とこれまで各種調整をしてきましたが、今後、さらにきめ細やかな運用を決定していくことが必要であります。

今後の方針は、具体的に想定されるものとして、避難所開設の要請の手段、内容及びタイミング、避難所運営及び支援体制、避難状況の集約の方法、避難者の把握、避難者名簿の作成など、本市との広域的な連携体制が想定されます。

これらを具体化していくため、29ページから31ページの例を使いながら両市と体制づくりの強化を深めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

小池委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、ここに令和2年から原子力防災訓練を継続的に実施するとあるんですけども、地域防災のように例えば年に1回、避難訓練とかその地区などでやっているような形で、市全体でそういう訓練をするという計画はあるんでしょうか。末端までですね。

防災課長 ここに書いてあります市の原子力防災訓練というのは、市全体で考えております。

ただ、その規模、その内容についてまだ明確に決まっておりませんので、まず、今まで

一度もやったことがないので、初期段階の避難の仕方をまず最初にやっていきながら、市全体で考えていきたいと思います。

なぜかという、那珂市の場合には5キロメートル圏内と5キロメートル以上の2つの地区がありまして、避難の仕方が異なるので、住民がまずその避難体制をとるための準備段階としての訓練をまず最初にやっていきたいと考えております。

あと、24ページの一番下のところの図面の下のところですが、地区の原子力災害の避難計画、これはやはり、今言いましたように5キロメートルと5キロメートル以上のところで、地区での避難の仕方がさまざま異なってくると思いますので、地域ごとのワークショップ等を経ながら、住民の意見を聞き、地域に合った原子力に対する備えたものをつくっていきたくて考えておりますので、訓練もそれに沿いながらグレードを上げて、実効性の高い訓練をしていきたいと考えております。

委員長 ほかにございませんか。

花島委員 基本的なことで気になっていることが、一つは、計画はつくっていくわけですが、いつもこの件では実効性が問題になっているんですよね。計画はつくったけども、本当にできるのかっていう。

典型例が、自家用車で避難できない人のバスの手配とか、福祉関係の補助が必要な人をどうするかとか。それから、行った先で本当にそこである期間過ごせるのかとか、幾つかあるんです。

かと言って、実際に何か起きたときに何も計画がないのでは動けないということで計画をどンドンつくってほしいと思ってるんです。

その一方で、まず私はこの広域避難計画そのものよりも、特に那珂市においては東海第二発電所を動かさないということが一番重要なことだと思っています。動かさなければ、何か事故が少々あっても被害の範囲が圧倒的に小さくなるというふうに想定されるからです。

それを前提にして、まず気になるのは、広域避難計画をつくっていくわけですが、実効性がないまま、できましたっていう宣言みたいなことをしちゃうと、一方で、避難計画ができていんだから東海第二原発を動かしていいでしょうみたいな話になる側面があるんです。

その辺についてちゃんと考えて進めてほしいということです。これがまず基本的なことです。

それと、一方で、できたと言うなと言っておきながら、つくってほしいということなんですけど、バスの手配というのは非常にネックになっていますよね。

それについて、今の計画というのはどういうカウントなんですかね。例えば、何人避難しなきゃいけないからバスが何台、運転手が何人必要っていう部分について、例えば1カ所に何人集めたらバスで移動して、それでそれっきりのか、例えばバスの台数が足りな

かったら何回かピストンみたいなことも実質的にはやらなきゃならないですよ。

災害の状況によっては、もう一旦逃げ帰ったら運転士と言えども戻りたくないっていう状況もあり得るわけなので、話は簡単じゃないと思うんですが、場合分けがあるという意味で、その辺どういうふうに検討しているのかということをもまずはお聞きしたい。

ほかにも聞きたいことがありますけど、とりあえず。

防災課長 まず最初の、計画をつくっていく時の実効性について、市のほうでできましたっていう形をとるといようなご質問だと思うんですけども、この実効性に関して、一つ一つ、今、私どもでつくっているものを実効性の高いものにしていった中で、まだいつ策定するかという計画は、実際に今のところ未定でございます。

ただ、先ほど言った訓練、あと他市町村での訓練などの参考事例を踏まえながら、一つ一つ、課題や問題をクリアした中で実効性を高めた避難計画を策定したいと私どもは考えながら今行っておるのが現状でございます。

もう一つ、バスの手配、何人くらい必要で、どういう形ですかということのは、バスの手配に関しては今、茨城県のほうやっていますので、ちょっとお答えできる部分が明確にすべて私のほうで持っているわけではないんですけども、基本的にうちのほうで、一時集合場所に避難してくる想定がされる方の人数はある程度県にご報告してあります。それに対するバス1台の人数割について、台数のほうを県で試算しながら、今、バス協会と手配について協議をして、協定を結んでいくような、あと新しいバスのシステムを県のほうで導入しながら避難時に対応するというようなことを今、私どもも一緒に入りながら県のほうと一緒に調整をしているのが現状でございます。

あと、1回行ってピストンとか、そういうことになったときにどうするかとなると、基本的にやはり放射能の線量も多くなってきましたと、バス会社の運転士での対応が多分できなくなりますので、それについては運転士のほうを自衛隊が行うとか、また、民間のほうでの協力を得るとかっていうのを協議しながら、今、進めている状態なので、ちょっと明確な答えがここで言えないのが申しわけないんですけども、そういうことも踏まえながら協議をしているのが現状でございます。

富山委員 示されているルートっていうのは多分、今、2ルート、水戸市からと城里町を抜けてという、このルートで逃げてくださってなっていると思うんですけど、福島のとくを見ますと、この飛散の方向によっては、城里町もUPZに入るわけですし、そうすると、UPZ圏内が一気に避難をかけるとなると大変な道路の状況になると思うんですよ。例えば水戸市もそうですし。

そうなった場合、この2ルートで果たしてたどり着けるのかっていうのがちょっと心配になるんですけど、逆に、何でしょう、渋滞を避けるルートもちょっと難しいのかもしれないんですけど、これ2ルートではちょっと、車の台数とかも当然把握しているんですけど、多分これは。

あと、計画なんですけど、例えば那珂市が移動した後に城里町が移動するとかって、そういうような総合的に地域をまたいだ計画にはならないんですよ。これは那珂市だけの単独のものなんですよね。

防災課長 この避難ルートつきましても、茨城県のほうで調整をしながら示したものが第1ルートの案でございまして、今言われました渋滞緩和につきましても、現在協議というか検討を進めている状態でございます。

また、このルートが使えない場合の代替ルートの第2ルート、第3ルートみたいなものについても同時協議を、今、進めながら行っておりますので、あと避難の仕方については段階的避難を想定しながらやっていますので、今のところ、お示しているのはこのルートなんですけど、今後、また新たに検討しているものが明確になれば、また皆様にお示ししてご説明できると思います。

富山委員 今も計画中ってことなんだろうけど、そもそもなんですけど、今、筑西市と桜川市っていうのが示され、筑西市と桜川市が避難所として、那珂市のほうで行くっていうわけなんですけど、放射能飛散によっては、やっぱり前も言いましたけど、桜川市もそもそも避難できる状態にないのかもしれないということもありますので、もう一つ、もう二つっていうのが多分必要になってくると思うんですよ。

それは多分茨城県と協議して、第2の避難場所とかそういうことになってくると思うので、その辺の検討っていうのはなされているのかお伺いします。

防災課長 第2の避難先までにつきましては茨城県のほうが、今、調整を行っているところでございます。

第2の避難先のほうが県で示された後に、市のほうで第3というような形の検討をしていくことは、市のほうで考えております。

委員長 ほかにございませんか。

花島委員 別の質問です。

避難先の面積が結構問題になっていまして、1人当たり何平方メートルというやつが、それが一体何を基準にしているかっていうのがちょっとよくわからないんですよ。

建物があって、床面積なのか、そこに人が置ける、自分が占有できる面積なのかというのが、その区分けがどうなっているのかっていうことをお聞きしたいのが一つです。

もう一つは、前に聞いた話では、実際には結構狭い面積なんだけど、実際には市が指定する避難場所以外のところへ、知人を頼ったりとかで行く人も多いただろうから、もう少し広く使えるんじゃないかみたいな話があったんですが、これは私の意見なんですけど、仮にそういうふうに想定しているんだったら、その割合を何%というふうに想定して計画してほしいんです。

というのは何かと言うと、例えば、どこかに何人送るっていうふうに考えたときに、計画どおりに行き着く場合に、この人数でっていうふうに受けているんだから、その前提と

なっている数字が実際の場面で変わる可能性があるわけですね。

例えば、この地区は知人を頼って他へ行く人が多いけど、この地区は少ないっていうとか、そういう違いがあったときに何を基準に調整するかっていうのは、前の計画の、実際は表に出てないものですね、今、何人かは知人を頼るだろうっていう読みは。

そういうものもある程度数値を頭に入れておかないと再調整がしにくいと思うんです。それは意見ですけど、それを考えてほしいと。

聞きたいのは面積の基準で、何をどういう面積について言っているのか、具体的に聞きたいということですね。

防災課長 那珂市が避難する筑西市と桜川市の避難所については、まず茨城県が原子力施設から30キロメートル圏外の広域避難に当たらない市町村の避難所となる施設の居住スペースの面積の調査を県のほうが行いまして、通路を含まない居住スペースでの出た結果から、県のほうが1人当たり2平米という、あくまでもこの2平米というのは県が試算した2平米で、那珂市の人口が筑西市と桜川市でカバーできますよということで割り振りをされたのが経緯になってございます。2平米につきましては。

あと、先ほど言われました知人のところや他へ行ってしまう人のデータについては確かに今、市のほうで持っているわけではございませんので、ただ、今後筑西市と桜川市と先ほど言ったようにきめ細かな調整を行っていく中で、例えば、学校単位が主な避難先となっておりますので、空きスペースを有効活用させていただけるような協議や、通路も広い通路であれば使わせていただくような形で、避難した住民が広いスペースが使えるような協議を今後進めていく方針で私ども市のほうでは考えております。

花島委員 居住スペースの面積でっていう話はわかりましたけども、実際に、例えば体育館みたいに広いところがあって、1人当たりその面積で割って、1人当たり2平方メートルと言われても、実際には人が通る場所もその中につくらなきゃならないですね。

それも考えた数字ですか。

原子力G長 ちょっと先ほどの課長の説明に補足させていただきますと、まず県が避難先をマッチングするにあたって、事前に市町村に対して避難所調査を行ったんですが、そのときの項目としまして、原子力災害時に受け入れ可能となる施設はどこなのかという項目、それとその出せる施設であれば居住スペースとして、先ほど1人当たり2平米ということなんですが、そこで割り返してどのぐらいの面積が居住スペースとして出せるのかというのをご報告いただいて、那珂市の避難人数、これは人口に当たるわけですが、それとマッチングをして、筑西市、桜川市という形で決まったということですので、居住スペース以外にも通路等は確保できるものだと考えてございます。

花島委員 今の話でちょっと納得できないっていうか理解できないんですけど、例えば広い体育館になったときにどういうふうに配置して、どういうふうに広い中で通路を設定する計算なんですか。

つまり、その中に通路を設定するというをおっしゃっていましたよね。

防災課長 今、花島委員に言われたところまでは確かに実際に計算して、筑西市と桜川市と詰めてはおりません。

なので、その通路も含めて、今、避難する人数が足りているのかも含めながら協議して、あと、そのスペースについても今後協議をしてまいるようにいたします。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 じゃあ私のほうからよろしいですか。

原子力の過酷事故が起きた際の行動に関しては、初期行動あるいは住民の皆さん方の冷静な行動が一番求められる状況だと考えておる関係上、複合災害というようなことで過酷事故が発生し、放射能が飛散するというような事態になった場合に、市民の皆さん方がいかに冷静に市役所の職員の指令のもとに動いていただくということから、まずはその避難先の確認という意味で、複合災害になった場合には道路がだめになったり、橋がだめになったりというようなことも多分想定をしなければならないことだろうと思うので、初めに動いていただくための確認をとるための先遣隊みたいな動きってというのは想定の中に入れられるんですかね。

そういったものはどうなんですかね。そこまでまだ詰まってないんですか、現段階では。

防災課長 現段階でそこまで詳しく、今、ご説明できるところまで詰まっていませんけども、そういうものも含めた中で、今後、実効性を上げる中で、それも一つの課題としては考えておりますので対応していきたいと考えております。

委員長 よろしくをお願いします。

ほかにございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続きまして、気体廃棄物の放出状況についてを議題といたします。

防災課より説明をお願いいたします。

防災課長 常任委員会資料の32ページをお開きください。

気体廃棄物の放出状況ですが、お配りしました令和元年度第1四半期における気体廃棄物の放出状況についてをごらんください。

この資料は、令和元年度第1四半期、4月から6月における気体廃棄物の放出状況について茨城県原子力安全協定に基づき、11の事業所から報告があったものをまとめたものでございます。

表の見方につきましては別添の資料といたしまして、気体廃棄物の放出状況についての解説版をつけさせていただいております。

すべての事業所について放出管理目標値を超えて放出された気体廃棄物はなく、適正に

管理されていることをご報告いたします。

執行部からは以上です。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

花島委員 原子力機構の大洗研究所で冷却塔の倒壊事故がありましたよね。それについて何か報告を受けてますでしょうか。

防災課長 当日、事象の報告を受けております。

委員長 よろしいですか。

ほかにごございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

本日の議題は全部終了いたしました。

以上で原子力安全対策常任委員会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会（午前10時43分）

令和元年11月26日

那珂市議会 原子力安全対策常任委員会委員長 助川 則夫